

令和2年第1回葛城市議会定例会会議録（第5日目）

1. 開会及び閉会 令和2年3月30日 午前10時00分 開会
午前11時51分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	松山善之
教 育 長	杉澤茂二	企 画 部 長	吉川正人
総 務 部 長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	こども未来創造部長	中井浩子
教 育 部 長	森井敏英	上下水道部長	西口昌治
会 計 管 理 者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩永睦治	書 記	吉村浩尚
書 記	高松和弘	書 記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 15番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 県域水道一体化調査特別委員会の設置について

日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 議第18号 令和2年度葛城市一般会計予算の再議の件

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回葛城市議会定例会第5日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

なお、報道関係者から撮影の申出が出ております。お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。本定例会の会期中に、市長より、議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算の議決について再議書が提出されました。その取扱いにつきましては、本日、議会運営委員会を開催しご協議いただきたいと考えておりますので、ご承知おきください。

これより日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、県域水道一体化調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

将来の水道事業に関する変化に伴い、集中的に審査を行うため、10名の委員をもって構成する県域水道一体化調査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、水道事業に関する事項を付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、水道事業に関する事項について慎重に調査検討するため、10名の委員をもって構成する県域水道一体化調査特別委員会を設置し、これに付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡をいたします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前11時20分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました県域水道一体化調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に県域水道一体化調査特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

県域水道一体化調査特別委員会委員長、西井議員でございます。同じく副委員長に奥本議員でございます。以上です。

ご報告申し上げます。市長から、お手元に配付の再議に付するための文書が提出され、その取扱いについて、休憩中に議会運営委員会を開催いただきご協議いただいておりますので、会議の概要について運営委員長よりご報告願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 それでは、市長より、議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算の再議書が提出されたことを受けまして、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告いたします。

再議につきましては、議事日程、審議方法につきましては、この後、追加日程第1といたしまして、議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算の再議の件を議題とし、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

下村議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りいたします。

再議の取扱いについては、ただいまの運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付いたしております議事日程第5号の追加1を日程に追加し、審議を行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、再議の件については、議事日程第5号の追加1を日程に追加し、運営委員長の報告のとおり審議することに決定いたしました。

追加日程第1、議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算の再議の件を議題といたします。

なお、本件につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本件につき、阿古市長から再議に付する理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 令和2年度葛城市一般会計予算の議決について係る再議書の趣旨説明でございますが、本定例会におきまして上程をさせていただき、3月26日の今議会において否決となったものでございます。本予算につきましては、法令により負担する経費や普通地方公共団体の義務に属する経費を含むものでございますので、否決となりますと、法律または政令により普通地方公共団体の義務的処理に属する事務に要する経費や地方自治法第284条の一部事務組合及び広域連合の経費、同じく地方自治法第204条及びこれに基づく市の給与条例に定める給料、その他の給与費または契約代金や起債償還金等の様々な執行経費の削除となるわけでございます。これは、本市の行政運営を停滞させ、住民生活に著しい影響を与えるもので、承服はできないため、地方自治法第177条第1項の規定に基づき、再議に付すものでございます。

議員の皆様方におかれましては、いま一度慎重なご判断をお願い申し上げまして、私の趣旨説明とさせていただきます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本議員。

藤井本議員 ただいま趣旨説明ございました件につきまして、私の方で質問をさせていただきたいと思えます。

こういったケース、一般会計が議会の方で否決になったと。素早く再議書が出てきた。これは地方自治法に基づくものですので、これはこれと、やり方として一定の理解をしておるわけでございますけれども、非常に我々にとってもなじみのない、また葛城市のまちづくりにあまりなじまないやり方であろうかというふうに私は考えておるところでございます。そういった意味の中で質疑をさせていただきます。

4点に分けて聞かせていただきたい。まず1点目でございますけれども、今この再議書を出された理由に、義務的経費等が否決されたら、使えなくなると。それ以外にも、給与条例、給与も払えなくなるというような理由の説明がございました。

1つ目として確認をしておきたいのは、この間、この3月定例会で予算特別委員会また本会議の中で、いろんな議論を活発にされたと思うわけでございますけれども、こういったところに踏み込んで議論をされていないと。そこまではやったらだめですよというようなことは意見としては出てこず、そのほとんどが、大部分が、修正案、この部分を修正してくださいという意見が多かったわけでございます。しかし、数の問題で、最終的には一般会計そのものが否決ということになったわけでございます。

もう一度繰り返しますけれども、議論の中で、こういった義務的経費まで削減、使ったらだめですよと誰も言ってないし、そんな思いはどなたも持っていない。この辺をもう一度確認をまずしておきたいと思えます。これが1点目でございます。

2点目は、この度、先ほども申し上げたように、なじみのない再議という方法をとられたわけでございますけれども、この3月というのは、全国どこの市町村も、来年度4月以降の予算の審査をされている。そんな中で新聞等を見てますと、修正案を理事者側から提出されて、それで可決、議決をされているところが何カ所かあったかのように思います。そのような修正案の提出というものを、ご検討また選択をされなかった理由は、なぜなのかということをお示しいただきたいと思えます。

3点目ですけれども、日程の都合もあったであろうかと思えますが、26日、最終日、もともと議会運営委員会の議決の方で決まっておった。これを、否決になったので4日間延長するというので、話合いをしましょうということで、議会の方で4日間の日程延長をさせていただきました。阿古市長は、新聞社の取材に応じられたときに、この4日間で調整を行いたいと、このように述べられております。我々に対しての説明等は、この4日間というか、休み中も含めて、なかったわけでございますけれども、私たちも、新聞等を見て、調整をされるんだなど、このように考えておりました。市民もそうであったであろうかというふうに思います。この間、どのような調整また話合いをされたのか。これもお示しをいただきたいと、お話をいただきたいというふうに思います。

最後でございますけれども、今回、この再議書の議決を我々15人がさせていただくわけでご

ございますけども、再度否決が確定したとき、今後どのような予算を成立させようということでお考えなのか。この再議を提出されましたので、義務的経費は、市長の権利として4月以降使っていただけるわけでございます。今後どのように予算を成立させようという今現在の考えをお示しいただきたいと思っております。

以上4点でございます。

下村議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

藤井本議員から4点のご質問がございましたが、市長ご自身のお考えによるものにつきましては、後ほど市長の方からご答弁をさせていただくといたしまして、私の方から、答えられるものについてご答弁を申し上げたいと思っております。

まず1点目の、義務的経費等についての議論をしたのかということにつきましては、これは、理事者側でお答えすべきものかどうかということにはございますが、本会議並びに予算委員会の中で、専ら、全体の予算規模でありますとか、それぞれの政策的な部分につきまして、それぞれの観点からご議論をしていただいたと。したがって、行政そのものが、まずは動くための経費でありますとか、市民生活に密接に関係があつて、しかも、これは、議会からもご理解を賜っておりますような各種の福祉関係の扶助費でありますとか、そういったものについて、それを削減しようという議論はなかったように私は記憶をしておりますが、予算全体が否決ということになりますと、こういった経費もその中には含まれてくるということでございます。

それから2点目、修正案についての提出がなかった理由ということでございますが、先ほどご答弁申し上げましたことと関連いたすわけでございますが、本会議並びに予算委員会の審議の中でもそういったご議論がありませんでしたので、これは、最終日の議決においては、理事者側といたしましても、青天のへきれきと申し上げますか、非常な状態になったなど。その中で、何とか議会ともご相談を申し上げながら4月1日を迎えられるようにするためには、残された、限られた時間の中で、どのような手続が一番実務的にも、あるいは議会との関係性の中でも適切であろうかということを検討いたしました末に、全体についても一度再議をお願いしようとするわけでございます。多分藤井本議員のご質問の中には、ほかの選択肢として修正案を用意するであるとか、専決処分をするとか、ほかにも選択肢はあつたらうということを含めてのご質問をいただいていると思っておりますが、こうやって再議を付すと、それに対して議会の方でも、本来は26日が最終日であつたわけですが、議会の方で判断いただいて、本日までこうやって会期を延長していただいて、再度議論していただけるという状態になっておりますので、理事者側としても、当時、実務的なことも含めているんことを考えた上で、取り得る手段として、第177条第1項による再議ということを出させていただいて、それに対してこういった機会を与えていただいているということで、その当時は、理事者側としては、最善の選択肢としてこういった判断をしたわけでございます。

あと、3点目の日程の延長について、市長は4日間で何をなされたかということ、それから4点目の、議決の中でもし否決をされれば、その後どうされるおつもりかということにつ

きましては、私の方からご答弁を申し上げるのは適切でないと感じますので、私からの答弁は以上とさせていただきます。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 では、残りの部分につきましてご説明をさせていただきます。

再議をとりました手段といいますのは、私は、最大限議会を尊重した手段であると理解しております。議会に対しまして一方的な、例えば市長が持っている権限の中で、議会を軽視したような手段はとるべきではないと思っておりますので、正式の手段として、議会にまず再議を申し立てる、再議に付すということが、議会を一番尊重した手段であるという理解の仕方しております。

それと3月26日、私、新聞記事等は存じ上げませんので、このことにつきましては申し上げにくい話、知らないことについて話すのは難しいんですけども、26日に正副議長にお会いさせていただきました。そのときに、どのような内容で再議に付しました、並びにこの予算につきましては、葛城市全体を考えて組んだ予算で、各委員会でのご審議賜りました意見等も尊重させていただきたいと思っております旨のお話をさせていただきます、何とぞ調整をさせていただきたい旨をお伝えしたわけでございます。それで本日に至っておるという次第でございます。各個々の議員さんとお会いしたか、お会いしてないかということは、この場では申し上げたくはございませんので、申し上げます。

それから4点目です。予算が成立したら、しなかったらという話でございます。これ、たればの話は、私はここではいたしません。今回の議会のご判断を賜りまして、その後、その判断に基づいて、私の権限の中で対応させていただきたいと存じます。

以上でございます。

下村議長 12番、藤井本浩君。

藤井本議員 ありがとうございます。4点についてご質問させていただいて、副市長並びに市長、ご丁寧にご答弁をいただけたのかなと、このように思います。1点目でお話ししたかったのは、我々議会も、4月以降の市民活動また行政運営に支障なんていうことは、決して考えていないし、そのような議論もなかったと。副市長がそういうことの話はなかったとおっしゃっていただきましたけども、政策的な話の中で、ここはこうしたらどうですかということで修正案等の話もあったということだけは、市民の皆さんにもお間違いがあればいけないので、このことは理事者側と同じ意見であるということをお願いをしておきたいというふうに思います。

委員会の中で修正案という話が出てまいりましたので、2番目の質問として、修正案を考えなかったのかというご質問をさせていただきましたが、確かに3月26日の最終的な本会議の議決、そこから令和元年度、計算してみるともう日にちがないという中で、副市長は、事務的また実務的にもそういうこともできないし、再議書という方法が一番であったと、こういうふうな受けとめをさせていただきたいと思っております。その後、市長から、今お話を聞かせていただきました。市長も丁寧に答えられているのですが、議会に対して最大の尊重した手段であるということであれば、私は、もう少しお話をきちっとこうして、こういう形に持っ

ていきたいんだということを、紙をぱつと渡すだけと違って、私は、やり方としてそういうところを今後は改めていただきたいなど、このように思います。議会を尊重した手段であるとおっしゃるのであれば、それが必要なというふうに思います。

言葉の中で出ましたけども、議長、副議長とはお話をされた。それ以外、個々に話をした議員の名前は言えないと。そこまで聞いてもないのにおっしゃるのであれば、やはり、先ほど申し上げてるように、議員各個人それぞれと話もしたというふうに言ってもらえれば、こういう再議、一旦やったやつをもう一回話をしましょうという中では、私はそれが当然の姿かなと思いますので、そういった部分についても今後の課題としていただきたいと、このように思います。

私たちは、4番目の質問として、この結果、26日にはもう既に否決となっているわけですよ。今、きょう現在も否決のままです。これを再議という形で、理事者側からその否決に対しては異議があると、こういうことで再議をしてくれと、しましよと、こう来ていただいているわけですよ。答えとしてどうなるか。これは、採決をしなければわからないですけども、もう答弁は求めません。私の意見だけで終わりますけども、やはり我々も市民のことは、また職員のことは心配でございます。全く、全てを否決なんて、そんな考えは誰も持っていないわけですから、これが円滑に行くようにということは思いの中であるわけでございますので、また、それぞれの市長も考えておられる政策的予算、全てをどうのこうの言った覚えはない。少なくとも1つ2つ、これは考えたらどうでしょうという議論の中であったわけでございますので、今後どのようなことを考えているのかなと、このようにお話をさせてもらいましたけども、それについては言うことはできないということでございましたので、市長の気持ちというものはよくわかりました。

討論ではございませんけども、今、私が申し上げたいのは、議会としても、何も、市行政を4月以降、来年度早々から停滞させるということは思っていない。そういった方向で、今回の再議に付されましたこの部分についても、採択を、選択をしまいたいと、このことを申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。

以上でございます。

下村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

(梨本議員退席)

下村議長 これより、議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算の再議の件を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件を先の議決のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成少数であります。よって、議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算の再議の件は、先の議決のとおり決定することは否決されました。

議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算の再議の件は、先の議決のとおり決することが否決されましたので、改めて市長提出の原案を議題とし、審議することにいたします。

それでは、議第18号の原案について、電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

議第18号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

(梨本議員復席)

下村議長 次に、日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には6日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、会期を延長し、本日まで円滑に議会運営が進められましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、この議会を最後に退職される職員におかれましては、長年にわたりそれぞれの職務に精励され、本当にご苦労さまでございました。

松山副市長におかれましても、3月31日をもって副市長を退任され、奈良県に戻られると

聞いております。葛城市政発展にご尽力いただきましたことを心から感謝申し上げ、深く敬意を表します。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、令和2年度葛城市政の執行に当たられますよう要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、松山副市長より発言の機会を求められておりますので、これを許します。

松山副市長。

松山副市長 このような機会をお与えいただきまして、誠にありがとうございます。副市長の松山でございます。この度、令和2年3月31日をもって副市長の職を辞し、県庁に帰還することとなりました。平成29年1月27日に副市長に就任以来、3年2カ月の間、市議会の皆様からいただきましたご交誼、ご指導、ご鞭撻に深く感謝いたします。ありがとうございます。4月以降は、県におきまして、引き続き葛城市並びに奈良県政の発展のために精勤してまいりたいと存じます。今後ともよろしく願いいたします。お世話になり、本当にありがとうございました。

下村議長 最後に、阿古市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月6日に開会されました令和2年度第1回葛城市議会定例会が、25日間の全日程を終えさせていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様には、長期間にわたりまして新年度予算案をはじめ、ご提案申し上げました各議案や、また会期中に提出いたしました追加議案、また再議していただいた令和2年度一般会計予算案につきましても慎重なるご審議を賜り、いずれも可決いただきましたことに心より感謝を申し上げる次第でございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などをしっかりと受けとめまして、職員一丸となって葛城市の更なる発展のため、鋭意努力をしてまいる覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

下村議長 以上で令和2年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時51分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

下村 正樹

議 会 副 議 長

増田 順弘

署 名 議 員

杉本 訓規

署 名 議 員

西川 弥三郎